

ベルク古河諸川店

(公告日：令和6年4月1日)

1 届出区分

変更（法第6条第2項）

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベルク

代表取締役 原島 一誠

(2) 住所

埼玉県鶴ヶ島市脚折 1646 番

3 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク古河諸川店

古河市諸川字愛宕前 498-2 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分

(変更後) 午前8時30分～翌午前0時30分（一部午後9時）

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 5箇所

(3) 変更の年月日

ア 令和6年11月26日

イ、ウ 令和6年3月26日

(4) 変更の理由

店舗運営計画変更のため

4 届出年月日

令和6年3月25日

5 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課